第八条　総会

1　総会は、共同体の最高機関とし、共同体のすべての加盟国及び準加盟国で構成する。

2　各加盟国は、総会において一の票を有する。

3　準加盟国は、総会において投票権を有しない。

4　賛助加盟員は、総会の審議にオブザーバーとして参加することができる。

5　総会は、三年ごとに通常会期として、また、必要がある場合には臨時会期として会合する。臨時会期は、共同体の加盟国の単純多数の要請により総会の議長が招集する。

6　総会は、次のことを行う。

(a)　共同体の目的を遂行するための一般方針及び一般原則並びに総会が共同体の権限の範囲内にあると認める他の事項のための一般方針及び一般原則を定めること。

(b)　総会の次の通常会期までの共同体の年次予算の基準及び年次経費の限度額を定めること。

(c)　共同体の活動に関する管理委員会の報告を受領し、及び検討し、並びに措置を必要とする事項について管理委員会に対して指示を与えること。

(d)　共同体と政府、機関又は主管庁との間の取極を、必要に応じて締結し、又は改正すること。

(e)　共同体の事務局長及び事務局次長を選出し、並びにそれらの雇用条件を定めること。

(f)　適当な場合には、この憲章の他の規定に従って加盟国が総会に対して行う提案を検討し、及び採択すること。

(g)　すべての関連する事情を考慮して適当と認める場合には、共同体に対する支払が延滞している加盟国の総会、管理委員会及び補助機関における投票権を、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に支払われるべきであった通常分担金の額に等しいか又はこれを超えている間、停止すること。

(i)　すべての関連する事情を考慮して適当と認める場合には、共同体に対する支払が延滞している準加盟国が共同体の活動により利益を受ける権利を、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に支払われるべきであった通常分担金の額に等しいか又はこれを超えている間、停止すること。

(ii)　すべての関連する事情を考慮して適当と認める場合には、共同体に対する支払が延滞している加盟国の総会、管理委員会及び補助機関における投票権を、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に支払われるべきであった通常分担金の額に等しいか又はこれを超えている間、停止すること。

(iii)　賛助加盟員がこの憲章に従って負う財政的若しくはその他の義務又は共同体への参加に関して行った約束を履行しない場合において、すべての関連する事情を考慮して適当と認めるときは、当該賛助加盟員について措置（オブザーバーとしての権利又は共同体の活動に参加し若しくはこれにより利益を受ける権利を停止することを含むが、これに限定されない。）をとること。

(h)　総会の手続規則を採択すること。

7　総会は、通常会期ごとに、共同体の加盟国の代表の中から議長一人及び副議長二人を選出する。議長一人及び副議長二人は、総会の次の通常会期までそれぞれ在任するものとし、引き続く任期につき議長及び副議長のいずれの職に対しても選出される資格を有する。ただし、いずれの者も、連続する二を超える任期については、同一の職に対して選出される資格を有しない。

8　総会が選出する議長は、「アジア＝太平洋電気通信共同体総裁」の称号を有する。

9　議長は、総会の会合を主宰する。次の会期の会合の日及び場所については、各会期において決定する。

10　総会の議長が何らかの理由によりこの条の規定に基づく任務を遂行することができない場合には、副議長のいずれか一人が、議長の任務を遂行する。

11　この憲章の他の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、コンセンサス方式によって行う。議長がコンセンサスを認めることができない事項についての決定は、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で行う。ただし、会計上の事項に関する決定には、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。棄権は、多数の算定に当たり、考慮しない。

12　総会の会合の定足数は、共同体の加盟国の代表の単純多数とする。

第九条　管理委員会

1　管理委員会は、共同体のすべての加盟国及び準加盟国で構成する。各加盟国及び各準加盟国は、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、顧問を伴うことができる。

2　各加盟国は、管理委員会において一の票を有する。

3　準加盟国は、管理委員会において投票権を有しない。

4　賛助加盟員は、管理委員会の審議にオブザーバーとして参加することができる。

5　管理委員会は、総会の会合と会合との間において、共同体の管理機関として、総会が委任した権限の範囲内で、総会に代わって行動する。管理委員会は、総会が定める方針及び原則並びに総会が与える特定の権限の委任及び指示に従い、次のことを行う。

(a)　共同体の事務の運営を監督すること。

(b)　共同体の事務上及び会計上の活動その他の活動に必要と認める規則を定めること。

(c)　共同体の業務計画を検討し、及び承認すること。

(d)　総会が定める年次経費を基礎として、かつ、その限度額の範囲内で、共同体の年次予算及び必要と認められる追加予算を検討し、及び承認すること。

(e)　共同体の会計検査を検討し、及び会計計算書を承認すること。

(f)　共同体の業務に関する年次報告を検討し、及び承認し、並びに総会に対して報告書を提出すること。

(g)　事務局のすべての活動を検討し、指示し、管理し、及び調整すること。

(h)　共同体に代わって、共同体と政府、機関又は主管庁との間の暫定的な取極を締結すること。管理委員会は、締結した暫定的な取極について、総会の承認を求め、又は総会の会期と会期との間において通信により加盟国の単純多数による承認を求めるものとし、必要な場合には、通信により準加盟国及び賛助加盟員とも協議することができる。

(i)　この憲章に規定されていない問題を解決するために必要な措置をとることを総会の議長に要請し、総会の会期と会期との間において必要な場合には、そのような問題を解決するためにとるべき措置について通信により加盟国の三分の二以上の多数による承認を求めること。

(j)　共同体が招請される会議又は会合において共同体を代表させる方法を定めること。

(k)　事務局の職務を決定し、並びに事務局長及び事務局次長以外の事務局の職員の雇用条件を定めること。

(l)　管理委員会の手続規則を採択すること。

6　管理委員会は、二年ごとに、共同体の加盟国の代表の中から委員長一人及び副委員長二人を選出する。委員長一人及び副委員長二人は、次の選挙が行われるまでそれぞれ在任するものとし、引き続く任期につき委員長及び副委員長のいずれの職に対しても選出される資格を有する。ただし、いずれの者も、連続する二を超える任期については、同一の職に対して選出される資格を有しない。

7　管理委員会は、年一回会合する。管理委員会の委員長は、次のいずれかの場合には、追加の会合を招集する。

(a)　加盟国の単純多数が追加の会合を要請し、かつ、出席することに同意した場合

(b)　委員長が追加の会合の開催が必要であると認め、かつ、加盟国の単純多数が出席することに同意した場合

管理委員会の委員長は、問題が総会にとって特に関心があるものであると認める場合には、総会の議長に通報する。

8　管理委員会の会合の定足数は、共同体の加盟国の代表の単純多数とする。

9　この憲章の他の規定が適用される場合を除くほか、管理委員会の決定は、可能な場合には、コンセンサス方式によって行う。委員長がコンセンサスを認めることができない事項についての決定は、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で行う。ただし、会計上の事項に関する決定には、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。棄権は、多数の算定に当たり、考慮しない。

第十条　事務局

1　共同体の事務局は、共同体の首席の管理職員である事務局長、事務局次長及び管理委員会が必要と認める他の職員で構成する。

2　事務局長及び事務局次長は、三年間在任するものとし、再任される資格を有する。ただし、連続する二の任期を超えて在任してはならない。

3　事務局長は、管理委員会が定める勤務条件で、管理委員会が必要と認める他の職員を任命する。

4　事務局長及び事務局次長は、事務局の他の職員の補佐を受けて、管理委員会が定める業務を行う。その業務には、次のことを含む。

(a)　総会及び管理委員会の事務局として職務を遂行すること。

(b)　共同体の主要機関及び補助機関に対して事務局としての事務を行い、並びにこれらの機関の会合の開催について措置をとること。